

令和2年3月13日

高島市議会産業建設常任委員会
委員長 澤 本 長 俊 様

産業建設常任委員 高 木 広 和

議第30号高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例
に対する修正案

上記の修正案を、別紙のとおり会議規則第94条の規定により提出します。

議第30号高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例
に対する修正案

議第30号高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

別表第1項の表に高島市ごみ処理施設事業者選定委員会の項を加える改正規定を削る。

付則第2項中別表第1に高島市ごみ処理施設事業者選定委員会委員の項を加える改正規定を削る。

付則第2項中別表第2に高島市ごみ処理施設事業者選定委員会委員の項を加える改正規定を削る。